

告示

埼玉県告示第五百号

行政区域の境界に係る道路の管理について、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十九条第一項の規定により茨城県知事と協議して次のとおり定められたので、同条第五項の規定により公示する。

その関係図書は、令和三年四月十三日から三十日間、埼玉県県土整備部道路環境課において一般の縦覧に供する。

令和三年四月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 路線名、位置、種別、管理区間及び管理者

路線名	位置		種別	管理区間	管理者
	埼玉県	茨城県			
一般県道 幸手境界線	幸手市上吉 羽地先	猿島郡五霞 町大字元栗 橋地先	橋りよう	令和橋の 橋りよう の総延長	埼玉県

二 管理の内容

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条各号に掲げるものを除く管理

三 施行年月日

令和三年三月二十日